

富山県国公立高等学校等

① 奨学のための給付金

令和 8 年度申請案内

富山県教育委員会では、授業料以外の教育費（教科書費、教材費など）の負担を軽減するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低・中所得世帯に対し、返還不要の給付金を支給します。

1 対象となる世帯

令和8年7月1日現在において、次の要件をすべて満たす世帯

- ① 保護者等が富山県内に居住していること。（※1）
- ② 生徒が高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象となる者であること。
- ③ 生活保護（生業扶助）受給世帯（※2）又は保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が下記の区分世帯であること。

※1 富山県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。
保護者等が海外に居住しており住民税の所得割額が確認できない場合は、対象となりません。

※2 生徒等の生業扶助（高等学校等修学費）の措置状況により判定します。

2 給付金額（年額）

区 分	全日制・定時制	通信制	専攻科
① 生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300 円		—
② 住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円
③ 所得割額の合算額が 100 円以上 105,500 円未満	47,900 円	16,830 円	16,830 円
④ 所得割額の合算額が 105,500 円以上 182,500 円未満	35,930 円	12,630 円	—
⑤ 上記②～④に該当し、災害等により制服の再購入が必要となった世帯	64,800 円（②への加算額） 21,600 円（③への加算額） 16,200 円（④への加算額）		

3 申請書等提出期限及び提出先

10月17日（土）までに事務室に封筒に入れて提出してください。

※封筒の表面にクラスと氏名を記入

（極力 10 月上旬までの提出をお願いします。）

4 申請様式の入手方法

（1）高岡工芸高校 HP の「事務室からのお知らせ」よりダウンロード

（2）事務室前に申請様式を入れた封筒をご用意しておりますので、ご自由にお持ちください。

5 提出書類

☐ 高等学校等奨学給付金受給申請書(様式 1)

☐ 口座振替届出書

金融機関・口座番号・口座名義がわかる通帳の写しを添付

☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が確認できる書類

※生活保護受給世帯は除く

- ・(非)課税証明書(所得証明書ではありません)
- ・道府県民税・市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書(写)
- ・道府県民税・市町村民税の納税額通知書(写) など

☐ 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2) ※生活保護受給世帯のみ

☐ 扶養誓約書(様式7)

※7月1日現在で生徒が成人しており、主たる生計維持者が1名の世帯のみ

☐ 制服の再購入に係る誓約書(様式10)

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

☐ 罹災証明書

※災害等により、制服の再購入が必要となった世帯のみ

所得割額の確認方法について

令和8年度

給与所得等に係る市民税・県民税

特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

(単位:円)

所得	給与収入	5,015,045	主たる給与 以外の合算 所得区分	所得金額①	3,469,600	所得	所得②	2,391,000	所得	所得割額③	143,450
	給与所得	3,459,600					所得割額④			1,000	
	その他の所得						所得割額⑤				
							所得割額⑥				
所得控除	基礎控除		所得控除	所得控除金額⑦	330,000	所得	所得割額⑧	3,000			
	医療費						所得割額⑨		1,000		
	社会保険料	671,129					所得割額⑩				
	小規模企業主の所得						所得割額⑪				
所得控除	生命保険料	70,000	所得控除	所得控除金額⑧	330,000	所得	所得割額⑫	95,640			
	地震保険料	7,157					所得割額⑬		1,000		
							所得割額⑭				
							所得割額⑮				
(簡便)			所得控除合計⑧		1,078,286	所得		所得		所得割額⑯	
										所得割額⑰	
										所得割額⑱	
										所得割額⑲	
										所得割額⑳	
										所得割額㉑	
										所得割額㉒	
										所得割額㉓	
										所得割額㉔	
										所得割額㉕	
										所得割額㉖	
										所得割額㉗	
										所得割額㉘	
										所得割額㉙	
										所得割額㉚	
										所得割額㉛	
										所得割額㉜	
										所得割額㉝	
										所得割額㉞	
										所得割額㉟	
										所得割額㊱	
										所得割額㊲	
										所得割額㊳	
										所得割額㊴	
										所得割額㊵	
										所得割額㊶	
										所得割額㊷	
										所得割額㊸	
										所得割額㊹	
										所得割額㊺	
										所得割額㊻	
										所得割額㊼	
										所得割額㊽	
										所得割額㊾	
										所得割額㊿	

保護者等全員の

保護者等全員の

「市町村民税所得割」と「道府県民税所得割」の
合計額により世帯区分を確認します。

本案内に該当せず、家計の急変により収入が減少した世帯は、別紙「②家計急変」の申請案内をご覧ください。

<家計急変の理由>

・保護者等の失職、倒産等

(自己都合退職・定年退職・契約満了は対象外)

・病気等による減収

・保護者等の死去(離婚は対象外)

・自然災害

<問い合わせ先>

高岡工芸高校事務室

TEL:0766-21-1630

(8:30~17:00)